

第24回高崎市農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和4年6月6日(月)午後1時22分から午後3時13分まで

2 開催場所 高崎市役所17階 第171会議室

3 出席委員(23人)

| | | | |
|-----|--------|-----|--------|
| 1番 | 清水 静枝 | 2番 | 浦恩城 由子 |
| 3番 | 佐藤 勲 | 5番 | 寺崎 正親 |
| 6番 | 酒井 孝 | 7番 | 今井 隆 |
| 8番 | 須田 直子 | 9番 | 信澤 健治 |
| 10番 | 中沢 幸子 | 11番 | 山田 孝夫 |
| 12番 | 井田 裕 | 13番 | 大河原 藤雄 |
| 14番 | 塚越 勤 | 16番 | 飯塚 大輔 |
| 17番 | 加藤 精一 | 18番 | 福田 敬一 |
| 19番 | 石井 多加志 | 20番 | 清水 悟 |
| 21番 | 松田 健 | 22番 | 飯野 利貞 |
| 23番 | 新井 元 | 24番 | 堀越 良和 |
| 25番 | 吉田 春美 | | |

4 欠席委員(1人) 15番 永井 保伸

5 職務のため出席した事務局職員

| | |
|------|--------|
| 事務局長 | 八木 秀明 |
| 局長補佐 | 河野 一則 |
| 係長 | 羽鳥 大樹 |
| 係長 | 荒木 聡 |
| 主査 | 石井 孝磨 |
| 主任主事 | 清水 賢太郎 |
| 主任主事 | 飯塚 淳 |
| 主任主事 | 谷山 もも子 |
| 主任主事 | 高柳 匡秀 |
| 主事 | 新井 諒 |

6 職務のため出席した農林課職員

課長補佐

吉岡 雄一郎

主任主事

佐藤 裕徳

7 議事日程及び付議事項

日程第1 議事録署名委員の指名及び書記の任命について

日程第2 議案第1号 農地法の規定による許可処分の取消について

日程第3 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について

日程第4 議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請について

日程第5 議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について

日程第6 議案第5号 農地法関係競売農地の買受適格証明願について

日程第7 議案第6号 高崎市農用地利用集積計画の決定について

日程第8 議案第7号 高崎市農業委員会最適化活動の目標設定について

日程第9 報告第1号 農地法第4条第1項第8号の規定による転用届出受理について

日程第10 報告第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出受理について

日程第11 報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知について

日程第12 報告第4号 農地法第4条及び第5条の規定による転用許可専決処分について

日程第13 報告第5号 農業委員会事務の実施状況等の公表について

◎開 会

午後 1時22分 開会

◎開会の宣告

○事務局長（八木秀明） 皆さん、こんにちは。定刻前ではございますが、皆様おそろいですので、始めさせていただきます。

第24回農業委員会総会に当たりまして、最初に、今井会長よりご挨拶をいただきたいと思います。今井会長、お願いします。

○会長（今井 隆） 委員の皆様、また事務局の皆様、こんにちは。

事前協議の日の夕方、2日の日ですか、近年まれに見るひょうが降りまして、ピンポン玉ぐらいの大きなひょうで、農作物、また車庫とか車とか、あらゆる被害が出て、皆さんも多分被害に遭っているのではないかなんて思っているわけです。そんなので、農作物も今回果樹だけではなくて、野菜類、露地野菜がかなり被害を受けたようで、今回、行政、市のほうでもいろいろ調査してくれまして。

もう完全に調査終わったのかな。

○事務局長 終わっています。

○会長 終わったのですか。かなりの件数だということで、見舞金も出してもらうわけですが、予算も確保しないとその見舞金も出せないということで、市長にもいろいろご理解いただき、この場を借りて感謝申し上げます。

また、藤岡もひどくて、即ブルーシートを配布したということなので、高崎はどうなのかなと思って、私もちょっと聞いたら、防災安全課ってあるよね。

○事務局 あります。

○会長 そこで、ブルーシートを配布してくれるそうです。ただ、住宅のところにくっついている車庫だとかテラスはいいのだけれども、単体でちょっと離れたところの車庫には、そのブルーシートは出ないということです。そういうのでなければ、ブルーシートを配布しますということなので、もし必要な方がおりましたら、そこへ行ってもらえればブルーシートをもらえますと思います。そういうことで、今回かなりの被害が出て、皆さんも、その対応に追われて大変だと思います。

そういう中で、この間お話ししましたけれども、月に10日間の最適化活動をしてくださいということで、皆さんも頭が痛くなると思います。それなりにやっていただければいいのですけれども、とにかく、小さい農場を大きな機械で入っていて、耕作しろというのはなかなか無理だと。この間、紋谷委員さんからも、そんな話で出ました。だから、そういうことを前もってきちんと整理してから言うのなら分かるのだけれどもって、もう本当にそのとおりです。皆さんも、国のほうへ、こうにしてから、そういう話をしてください、いろいろ意見があると思います。そういう話もおおい、県、また国のほうへ話ししていきたいと思います。皆さんも、土日も休まず、また汗水流してやっ

ているわけで、お忙しい中、皆さんもお仕事をさせていただいておりますので、くれぐれも体に気をつけて、今後は農繁期ということで忙しい時期になりますけれども、体調を崩さないようお願いいたします。

また、先日、北部の委員さんにはお話ししたのですけれども、伊藤委員さん、80歳で逝去されたということで、この間葬儀に行ったのですけれども、あの人もですね、農業委員から推進委員をやっていたのですけれども、農業委員は合併前からやっていたわけなのです。それで、昔は農地部会と振興部会というのがありまして、農地部会の部会長もされまして、大変貢献していただいたわけですから。そういうことで、お悔やみ申し上げたいと思います。

話が長くなりましたけれども、総会に当たりましての挨拶といたします。よろしくようお願い申し上げます。

○事務局長 ありがとうございます。

それでは、この後、議事進行につきましては、今井会長にお世話になりたいと思います。今井会長、よろしくようお願いいたします。

○会長 それでは、ただいまから第24回農業委員会総会を開催いたします。

まず初めに、委員の出席状況を報告させていただきます。今日は、1名の方、議席番号、15番、永井保伸委員さんが欠席との連絡がございました。ということで、本日の出席委員は、全員24名のところ23名であり、過半数を超えておりますので、総会は成立いたします。

以上、諸般の報告を終わります。続きまして、議事録署名委員の指名並びに書記の任命を行います。

まず始めに、議事録署名人を指名しても、よろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 はい、分かりました。それでは、議席番号3番佐藤勲委員及び23番新井元委員の両名を指名いたします。

また、書記は、事務局の飯塚主任主事を任命いたしますので、よろしくようお願い申し上げます。

それでは、これから議事進行をさせていただきます。

まず初めに、議事に入る前に、議案第8号 高崎市農業委員会農地利用最適化推進委員の辞任についてです。

委員の皆様、ご承知のとおり、令和4年5月25日に伊藤實委員がご逝去され、本議案の申出人が不在となりましたので、本議案を撤回してもよろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、議案第8号を撤回することにいたします。

それでは、議事に入ります。

毎回申し上げているのですけれども、発言される場合、挙手の上、議席番号と氏名を述べてから

ご発言のほどをよろしくお願い申し上げます。

それでは、議案第1号に入ります。

議案第1号 農地法の規定による許可処分の取消について。

農地法の規定による許可処分の取消についての申請が、次のとおりあったので審議を求めます。

それでは、事務局、説明をお願いします。

○事務局

議案第1号 農地法の規定による許可処分の取消について。

1番 当初許可の内容につきましては、農地法第4条許可、転用目的は太陽光発電設備設置用地でございます。令和3年10月22日許可、高農委指令第1453号でございました。取消しを願う理由につきましては、電柱の設置が困難となったためとのことでございます。

以上、農地法関係許可取消願については1件でございます。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○会長 取消しの説明が終わりました。

それでは、これより審議に入ります。皆さんから質疑をお受けいたします。

異議がなければ承認してもよろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、承認することにいたします。

続きまして、議案第2号に入ります。

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について。

農地の所有権を移転し、またはその他の権利を設定、もしくは移転しようとする農地法第3条の規定による許可申請が次のとおりあったので、審議を求めます。

それでは、事務局、説明をお願いします。

○事務局

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について。

1番 契約内容は使用貸借、農業経営拡大のため申請地を借り受けて耕作したいという申請でございます。

2番 契約内容は売買、農業経営拡大のため申請地を買い受けて耕作したいという申請でございます。

3番 契約内容は贈与、農業後継者として申請地を父より譲り受けて耕作したいという同一世帯の申請でございます。

4番 契約内容は売買、農業経営拡大のため申請地を買い受けて耕作したいという申請でございます。

5番 契約内容は売買、農業経営拡大のため申請地を買い受けて耕作したいという申請でございます。

ます。

6番 契約内容は使用貸借、農業後継者として申請地を父より借り受けて耕作したいという同一世帯の申請でございます。

7番 契約内容は売買、所有農地に隣接する申請地を買い受けて効率的に耕作したいという申請でございます。

8番 契約内容は売買、農業経営拡大のため申請地を買い受けて耕作したいという申請でございます。

9番 契約内容は売買、農業経営拡大のため申請地を買い受けて耕作したいという申請でございます。

10番 契約内容は使用貸借、農業後継者として申請地を父より借り受けて耕作したいという同一世帯の申請でございます。

11番 契約内容は使用貸借、農業経営拡大のため申請地を妻のおいより借り受けて耕作したいという申請でございます。

12番 契約内容は売買、農業経営拡大のため申請地を買い受けて耕作したいという申請でございます。

13番 今月は保留をお願いします。

以上、農地法第3条の規定による許可申請は、保留1件を除く12件でございます。なお、この12件につきましては、別添「農地法第3条調査書」のとおり、農地法第3条第2項には該当しないため、許可要件の全てを満たしているものと考えられますことをご報告いたします。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○会長 事務局の説明が終わりました。この中で、今説明がございましたように、13番が一応3条で出てきたのですけれども、利用権で検討したいということで今回保留ということです。13番を除きまして、ほかの議案に対して皆さんから何かご質問等ございますでしょうか。

お願いします。

○17番加藤委員 17番、加藤なのですが、ナンバー3の、これは贈与でやったのですよね。

○会長 はい。

○17番加藤委員 それで、ナンバー10は使用貸借で、これは内容は同じだと思うのです、子供に譲るということで。この場合に、贈与というと、もう一回贈与してしまえば、ずっとそのままになってしまうということ。10番の使用貸借は、これは何になる、貸借というのは。

○事務局 特に使用貸借に関しましては、期限等は農地法では定められてはいない。

○17番加藤委員 ないの。

○事務局 はい。

○17番加藤委員 では、両方とも、もうこれをやっておけば、あとは全然ないということ。これは、

贈与と使用貸借、何か違いがある。

○事務局 贈与は所有権移転です。お父さんから名義がせがれに。

○会長 名義変更するということ。

○事務局 そうですね、名義変更です。一方、あとお話があった10番の使用貸借、これは耕作権の設定なので、あくまでも土地の名義はお父さん、耕作する権利はせがれが今回の3条で設定をすると。そういったお話になりますかね。

○17番加藤委員 では、10番はお父さんの名義でずっとそのまま土地はいつているということなの。

○事務局 そうですね。お父さんの土地をせがれがお父さんに代わって耕作するといった話です。

○17番加藤委員 はい、分かりました。

○事務局 お願いします。

○会長 農業者年金の関係とかいろいろあるわけだね。

いいですか、今の説明で。

○17番加藤委員 はい。

○会長 ほかに何かございますでしょうか。

○14番塚越委員 4番。

○会長 事務局、4番。この間、このナンバー4、南部地区の議案なのですけれども、この農地に擁壁があって、盛土が、どれぐらいだろうな、かなり盛土がしてあるって、そんな話をしてまして、事務局どうでしょうか。

○事務局 代理人に話を聞き取る中で、今回の土地が水路に隣接するような田んぼでして、雑草がちょっと繁茂して水路を止めてしまったりだとか、あと土が水路のほうに流れてしまったりとか、そういったことを起こらないように対策したという話は聞いております。これから、事務局のほうで改めて現場を確認しつつ、ちょっと過剰というか、もし万が一行き過ぎたものであれば、改めて指導していければなというところですよ。以上です。

○会長 それで、ここは青地だと言ったよね。

○事務局 そうです。

○会長 そうだね。

○事務局 農地として適正に、将来的にも耕作管理していく土地にはなるのかなと思っております。

○会長 ただ、擁壁の高さが思った以上に高く盛土がしてあるからね。

○14番塚越委員 将来、青地では転用できないよね。

○会長 田んぼだから、これからもそこへ水張ってするの。

○事務局 田んぼですね。

○会長 どうでしょう、今の事務局の説明で。

○25番吉田委員 25番、吉田ですけれども。事務局がもう一度現地確認したりいろいろするというこ

とでどうでしょうか。できれば、1か月先送りにしていただければありがたいと思うのですが、今すぐに答えられないかなと思うのですが。

○会長 事務局、どうでしょうか。

○事務局 今回総会において、委員の皆様から再度状況を確認し、それをしてから判断しようではないかという話になれば、一度保留にして、改めて次回の総会において、確認した結果をお伝えして、再度、お諮りするようなお話にはなります。

○会長 今の事務局の説明でどうでしょう。もう一度、細かい説明をいただいてから判断することでいかがでしょうか。

○21番松田委員 21番、松田です。そういった意見が出ている中で、ここをあえて許可するというのはいかがなものかと思います。やはりこういった意見が出ているのだったら保留にして、それを確認してから当然やるべきことだと思います。

○事務局 委員の皆様から疑問点が生じたものになりますので、一度保留にさせていただきます、来月再度、審議をいただきたいと思います。

○会長 では、そういうことでよろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、4番保留ということで次回また総会で決定したいと思います。

それでは、それ以外はどうですか。13番と4番は保留ということになりました。

それ以外、別に異議がなければ許可いたしますけれども、よろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、許可いたします。

続きまして、議案第3号に移ります。

議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請について。

農地を農地以外のものにするため、農地法第4条第1項の規定による許可申請が、次のとおりあったので審議を求めます。

それでは、事務局、説明をお願いします。

○事務局

議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請について。

1番 申請地に農畜産物加工施設を建築したいという農業用施設の申請でございます。

2番 自宅敷地の一部として使用している申請地が農地法上の許可を得ていないことが判明したため是正したいという庭用地の申請でございます、宅地285.88平米と一体利用の申請でございます。

3番 庭用地として使用している申請地が農地法上の許可を得ていないことが判明したため是正したいという庭用地の申請でございます、宅地465.43平米と一体利用の申請でございます。なお、

こちら用途指定区分がございまして、第1種中高層住居専用地域でございます。

以上、農地法第4条の規定による許可申請につきましては3件でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○会長 4条の説明が終わりました。

それでは、これより審議に入ります。皆さんから何か質問等ございましたら、よろしくお願いたします。

異議がなければ、許可相当としてよろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、許可相当といたします。

続きまして、5条のほうへ入ります。

議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について。

農地を農地以外のものにするため、その農地につき所有権を移転し、またはその他の権利を設定、もしくは移転しようとする農地法第5条第1項の規定による許可申請が、次のとおりあったので審議を求めます。

なお、ナンバー1は事前調査案件となっております。

それでは、事務局、ナンバー1の説明をお願いします。

○事務局

議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について。

1番 契約内容は売買、福祉事業を営んでいるが申請地を買い受けて有料老人ホームを建築したいという福祉施設の申請でございます。なお、同一事業地の関連案件といたしまして、施設の駐車場の5条許可申請、議案書15ページ、ナンバー17が提出されておりますが、本申請地とはフェンスで区切られており、一体的な利用とはならないため、こちらは一括案件とさせていただきます。

それでは、別添、農地法第5条許可申請ナンバー1審議資料を御覧ください。

1枚目、表紙を御覧ください。こちらは位置図でございます。図面中央付近の赤く丸で囲まれた場所が申請地ございまして、高崎市総合地方卸売市場より東へ約800メートルの場所でございます。

1枚おめくりください。こちらは案内図でございます。図面を広げて御覧ください。中央の赤色の線で囲まれ、薄い赤色で着色された箇所が申請地でございます。周囲は農地と住宅、雑種地が混在する地域ございまして、第2種農地に該当すると考えております。また、緑色の線で縁取られた箇所は、先ほどご説明させていただきました施設の駐車場部分でございます。

1枚おめくりください。こちらは、公図の写しでございます。赤色の線で囲まれた箇所が申請地でございます。こちら申請地の北側、ピンク色の線で囲まれた箇所は駐車場として転用予定の農地、東側は公衆用道路、西側は農地と雑種地、南側は農地に隣接しております。

1枚おめくりください。こちらは、土地利用計画図でございます。木造2階建て、1,365.43平米の建物を建築し、有料老人ホームとして利用する計画でございます。北側の駐車場部分につきましては、フェンスで囲い、建物の敷地とは分断して使用する計画となっております。雑排水につきましては、下水道へ排水し、雨水につきましては北側と南側に排水施設を設け、オーバーフローのみ東側の道路の側溝へ放流予定でございます。隣接地との境界にはL型擁壁を設置し、隣接する土地に造成による悪影響が出ないように配慮することとでございます。なお、雨水処理及び残土の手続を含めた開発指導課の事前協議につきましては、令和4年4月22日に締結済みでございます。

1枚おめくりください。こちら5枚目と、次の6枚目が建物の平面図でございます。そして、その次、7枚目、8枚目が建物の立面図となっております。こちらは、参考までに御覧ください。

1枚おめくりください。9枚目が造成計画平面図でございます。薄い赤色で着色された箇所を約80センチ盛土をし、黄色で着色された箇所をすき取り程度切土を行い、全体を整地をした後、建物北側、玄関付近を密粒アスファルト舗装し、そのほかを浸水性アスファルト舗装する計画でございます。

1枚おめくりください。こちら10枚目と、次の11枚目が造成計画の横断面図面でございます。こちら参考までに御覧ください。

今後の予定でございますが、農地法の許可を得ましたら7月より工事を着手し、翌年3月に工事完了いたしまして、令和5年度の事業開始を目標としております。

以上、簡単ではございますが、説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○会長 事務局の説明が終わりましたので、これから調査報告を行います。なお、今回3班の調査となっておりますので、調査班長の佐藤勲委員から報告をお願いいたします。

○3番佐藤委員 事前調査報告、第3班班長、佐藤勲。農地法第5条許可申請審議ナンバー1について、申請人から聞き取りした調査結果について報告いたします。

なお、当日は譲受法人代表と設計士、代理人の計3名の出席でした。

質問1 申請地の北側に田んぼがありますが、水利組合等、関係機関の同意は得ていますか。

回答 はい。長野堰土地改良区から雨水排水同意書を取っています。また、側溝への放流についても、既に市の管理課から占用許可を受けています。

質問2 申請地に約80センチの盛土をする計画ですが、なぜその規模の盛土が必要なのですか。

回答 雨水は、敷地内に浸透するとU字溝を設置し、浸透処理を行いますが、オーバーフロー分を東側の道路側溝に放流するため、敷地に緩やかな傾斜が必要になります。そのため最大で約80センチの盛土をする計画となっております。

質問3 近くに井野川が流れていますが、申請地は浸水区域に入っていますか。

回答 浸水区域には入っていませんが、地域貢献も考慮して、地域の福祉避難所に指定される計画となっております。そのため、蓄電池を設置する、災害備蓄品を準備するなど、避難所機能を備え

た施設として設計しています。

質問4 前面道路があまり広くありませんので、工事期間中の大型車両の出入りの際は、付近への周知を行い事故が起こらないよう配慮してください。

回答 はい。細心の注意を払って工事及び事業を行います。

以上のような質疑応答がありました。

○会長 佐藤班長の報告が終わりました。

それでは、これより審議に入ります。皆さんから質疑をお受けいたします。

今回、有料老人ホームということで、このデイサービスはよさそうですね。ずっと泊まりで、部屋数が結構多いのです。皆さんが、これから老人ホーム、介護施設ということで、農転ではなくて開発許可で、やっぱりこの建てる場所から2キロ以内に連携する病院だとか、医院、個人医院ないと建てられないのだよ。そこを承知しておいてください。

皆さんから何かありますか。

異議がなければ、ナンバー1については許可相当といたしますけれども、よろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、許可相当といたします。

続きまして、一括審議に移ります。

事務局、説明をお願いします。

○事務局

2番 契約内容は使用貸借、借家住まいをしているが手狭なため申請地を妻の祖母より借り受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

3番 契約内容は売買、借家住まいをしているが手狭なため申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

4番 契約内容は売買、実家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

5番 契約内容は使用貸借、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を祖父より借り受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。宅地63.95平米と一体利用の計画でございます。

6番 契約内容は売買、実家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

7番 契約内容は売買、県外で借家住まいをしているが高崎で自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

8番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

9番 契約内容は売買、県外で借家住まいをしているが高崎で自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

10番 契約内容は売買、申請地を買い受けて太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございます。

11番 契約内容は売買、土木建築業を営んでいるが資材置場が不足しているため申請地を買い受けて使用したいという露天資材置場の申請でございます、原野515平米と一体利用の計画でございます。

12番 契約内容は使用貸借、借家住まいをしているが手狭なため申請地を妻の母より借り受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

13番 契約内容は売買、実家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

14番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

15番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます、宅地27.13平米と一体利用の計画でございます。

16番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます、宅地169.56平米と一体利用の計画でございます。

17番 契約内容は売買、福祉事業を営んでいるが新設する有料老人ホームに隣接する申請地を買い受けて駐車場として使用したいという露天駐車場の申請でございます。なお、さきに個別案件としてご審議いただきました議案書12ページ、議案ナンバー1が同一事業地の関連案件でございます。

18番 契約内容は賃貸借、交通量が多く集客の見込める申請地を借り受けてコンビニエンスストアを建築したいというコンビニエンスストアの申請でございます。

19番 契約内容は贈与、寺の駐車場への進入路が狭く利便性が低いため申請地を譲り受けて通路として使用したいという通路用地の申請でございます。

20番 契約内容は売買、自宅敷地に隣接する申請地を買い受けて庭用地として使用したいという庭用地の申請でございます、宅地165.28平米と一体利用の計画でございます。

21番 契約内容は売買、申請地を買い受けて太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございます。なお、こちら用途指定区分がございまして、第1種低層住居専用地域でございます。

22番 契約内容は売買、申請地を買い受けて太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございます。なお、こちら用途指定区分がございまして、第1種住居地域でございます。

23番 契約内容は売買、申請地を買い受けて太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございます。なお、こちら用途指定区分がございまして、第1種住居地域でございます。

24番 契約内容は売買、申請地を買い受けて太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございます。なお、こちら用途指定区分がございまして、第1種低層住居専用地域でございます。

25番 契約内容は売買、社屋新築に伴い駐車場が不足するため申請地を買い受けて使用したいという露天駐車場の申請でございます。なお、一体利用地の関連案件といたしまして、次のナンバー26が提出されております。

26番 契約内容は売買、社屋新築に伴い駐車場が不足するため申請地を買い受けて使用したいという露天駐車場の申請でございます。なお、さきの25番が一体利用地の関連案件でございます。

27番 契約内容は売買、申請地を買い受けて太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございまして、山林181平米と一体利用の計画でございます。

28番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。なお、こちら用途指定区分がございまして、第1種中高層住居専用地域でございます。

29番 契約内容は使用貸借、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を父より借り受けて住宅を建築したいという分家住宅の申請でございます。なお、申請地の一部に隣地の排水側溝が越境していたため始末書が添付されております。

30番 契約内容は使用貸借、農家住宅の一部が隣地に越境していることが判明したため是正したいという農家住宅の敷地拡張の申請でございまして、宅地229.21平米と一体利用の申請でございます。

31番 契約内容は売買、新たな病棟を建築するに当たり事業計画の一部を変更したため申請地を買い受けて使用したいという病院用地の敷地拡張の申請でございまして、転用済みの畑1,433平米、宅地1万8,252.95平米、雑種地7,813平米と一体利用の計画でございます。

32番 契約内容は賃貸借、石油・ガス販売業を営んでいるが資材置場及び駐車場が不足しているため申請地を借り受けて使用したいという露天資材置場及び露天駐車場の申請でございます。

33番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

34番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

35番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

36番 契約内容は売買、資材置場として使用している申請地が農地法上の許可を得ていないことが判明したため是正したいという露天資材置場の申請でございまして、宅地42.27平米と一体利用の申請でございます。

37番 契約内容は使用貸借、自宅敷地の一部として父より借り受けて使用している申請地が農地法上の許可を得ていないことが判明したため是正したいという庭用地の申請でございまして、宅地1,041.78平米と一体利用の申請でございます。

38番 契約内容は使用貸借、借家住まいをしているが手狭なため申請地を妻の祖父より借り受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

39番 契約内容は売買、申請地を買い受けて太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございます。

40番 契約内容は売買、申請地を買い受けて太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございます。

41番 契約内容は売買、申請地を買い受けて太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございます。

以上、農地法第5条の規定による許可申請一括案件につきましては、40件でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○会長 5条の一括説明が終わりました。

それでは、これより審議に入ります。

皆さんから、何か質疑等ございましたらお願いいたします。

この中でナンバー18が面積が三千幾つでしたか。3,000を超えているということで、これは農業委員会ネットワーク機構に意見聴取するのですけれども。

では、先にお聞きします。これは、許可相当として意見聴取してもよろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 はい、分かりました。

それでは、そのほかについて、皆さんから質問等ございましたらお願いいたします。

なければ許可相当といたしますけれども、よろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 はい、分かりました。

それでは、続きまして、議案第5号に入ります。

議案第5号 農地法関係競売農地の買受適格証明願について。

農地法関係競売農地の買受適格証明願が、次のとおりあったので審議を求めます。

では、事務局、説明をお願いします。

○事務局

議案第5号 農地法関係競売農地の買受適格証明願について。

買受適格証明願につきましては、委員改選後初めての案件になりますので、議案説明の前に買受適格証明について説明をさせていただきます。

競売または公売物件の情報が公開され、入札を検討していく中で、その物件が農地の場合、入札に参加するためには農業委員会が交付する買受適格証明が必要になります。この制度は競売実施後に、そもそも落札者は農地を所有する要件がない、農地転用の許可見込みがないといったことが起こらないよう事前に農業委員会が確認、審査をするものとなっております、この部分が今回の議案、買受適格証明願になっております。審査する基準につきましては、通常の案件と同様でございます。競売物件は農地として取得するなら、全部効率利用や下限面積要件といった3条の許可要件に照らし合わせて審議、審査をし、また転用目的で取得するなら立地基準や一般基準に照らし合わせて審査をすることになります。

それでは、議案の説明に入らせていただきます。

1番 競売期間でございますが、令和4年6月14日から令和4年6月21日の予定でございます。取得後の目的は露天資材置場でございます、農地法第5条許可に基づく競売適格証明願でございます。

以上、農地法関係競売農地の買受適格証明願につきましては1件でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○会長 事務局の説明が終わりました。

それでは、これより審議に入ります。

皆さんから質疑をお受けいたします。今のところ1人なの。ほかにはいないのですね。

○事務局 はい。

○会長 どうでしょうか、適格として証明してよろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、適格として証明することにいたします。

続きまして、議案第6号 高崎市農用地利用集積計画の決定について。

高崎市農用地利用集積計画について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項による決定の依頼が、別紙のとおりあったので審議を求めます。

それでは、事務局、説明をお願いします。

○事務局

議案第6号 高崎市農用地利用集積計画の決定について。

農林課、佐藤です。議案「農用地利用集積計画について」、ご説明させていただきます。

別紙でお配りしているA4横の冊子「高崎市農用地利用集積計画」とA4横の薄い冊子「高崎市農用地利用集積計画 総括表」及び「営農類型・主要農機具・家畜飼養状況一覧」をご用意くださ

い。

説明させていただきます。利用権設定促進事業は、市町村が農地の出し手、受け手の間を調整して、権利の設定・移転計画等をまとめた「農用地利用集積計画」を策定し、農業委員会の決定を経て公告することにより、安心して農地の売買、貸借等を行うことのできる事業です。今回の利用集積計画は、令和4年7月1日公告予定の農用地利用集積計画となります。

それでは、今回の利用集積計画を総括して説明させていただきますので、薄い冊子「高崎市農用地利用集積計画 総括表」を御覧いただき、表紙を1枚おめくりください。利用権の設定を受ける者は174名、利用権を設定する者は479名です。利用権が設定される面積は、地目、田の通年が553筆、65万874平米、地目、田の期間借地が222筆、28万773平米、地目、畑が268筆、34万9,002平米、合計で1,043筆、面積が128万649平米となっております。そのうち使用貸借で設定された面積66万3,116平米、割合は51.7%、中間管理事業で設定された面積13万4,273平米、割合は10.5%となっております。

続いて、総括表2ページ目を御覧ください。貸借期間別に見ますと、3年未満の農用地の面積は、田が41万5,080平米、畑が8万21平米、3年から6年未満の農用地の面積は、田が47万234平米、畑が16万7,559平米、6年から10年未満の農用地の面積は田が917平米、畑がゼロ平米、10年以上の農用地の面積は、田が4万5,416平米、畑が10万1,422平米となっております。

以上となります。

○会長 事務局の説明が終わりました。

それでは、これより審議に入ります。

質疑をお受けいたします。

ここへ来て新規就農者、利用権設定ということで大分増えてきたようですけども、あれかな、新規就農者は、田より畑のほうが多いのだね。野菜を作る人のほうが多かったって。

○事務局 畑のほうが多い。

○会長 畑のほうが多いよね、田よりね。

○事務局 はい。

○会長 そうだよね。

どうですか、この数字を見て、何か皆さんから質問等ございましたら。

別にこれといって質問、また異議がなければ決定しますけれども、よろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、決定することにいたします。

続きまして、議案第7号 高崎市農業委員会最適化活動の目標設定について。

高崎市農業委員会最適化活動の目標設定について、次のとおり審議を求めます。

○事務局

議案第7号 高崎市農業委員会最適化活動の目標設定について。

それでは、議案第7号について説明をさせていただきます。まず、資料の確認をします。表紙に参考資料「令和4年度最適化活動の目標の設定等」と書かれましたホチキス留めされた冊子と1枚紙で「令和4年度農業委員・農地利用最適化推進委員会における最適化活動の目標値」と書かれました、その下に皆様のお名前が書かれた用紙の計2つになります。書類をお持ちでない方はいらっしゃいますでしょうか。

それでは、今回こちらを使って説明をさせていただきます。農業委員さん、推進委員さんにおかれましては、日々最適化活動の推進に向けて活動をしていただいておりますけれども、このたび、国からこの最適化活動に関する大きな変更点があるということで通知が届いております。

今年度から、全国の市町村を対象に最適化活動を行う委員さん一人一人に目標値を設定しまして、1年間の成果を国へ報告することとなりました。その目標が大きく4つの項目に分かれておりまして、そちらが参考資料と書かれました冊子の2ページから3ページに書かれておりますので御覧ください。

まず1つ目が、2ページの上に書かれております(1)農地の集積について、2つ目がその下に書かれております(2)遊休農地の解消について、3つ目が3ページ、一番上に書かれております(3)新規参入の促進について、そして、最後4つ目が3ページの真ん中辺りに書かれております(1)推進委員等が最適化活動を行う日数目標について、以上が今年度から新たに目標値が設定されます4つの項目となります。

これからどのような目標なのか順番に確認をしていきますけれども、併せて1枚紙の皆様の名前や目標値が書かれた用紙も一緒に御覧ください。ちなみにこの用紙に書かれております各項目ごとの目標値につきましては、国の目標設定を高崎市に当てはめまして、それぞれの地区の人数や面積等を参考にこちらで計算しまして出された数値となっております。

まず、1つ目の農地の集積についてですけれども、高崎市内の農地をできるだけ多くの認定就農者、認定新規就農者等のいわゆる担い手と呼ばれる方々に集積してくださいという方針になります。委員さんにやっていただくこととすれば、委員さん自身が利用権の設定をしていただいたり、または、利用権設定等の仲介を行っていただくものとなります。ちなみに現状の集積率は、参考資料の2ページの上を書いてあるとおり24.7%となりますけれども、目標値はこちらを令和12年までに69%の集積が必要となります。目標値を達成するためには1年間で5.2%の集積が必要となりますので、こちらを目標達成に向けて計算しますと、1枚紙の(1)「農地の集積」の右側に書かれております目標面積が今年度、皆様に目標としていただく数値となります。

続きまして、2つ目、「遊休農地の解消」についてですが、昨年(令和3年度)に皆様に農地パトロールをしていただきましたけれども、そこでAaと判定された土地を年間20%ずつ減らし、今年度から令和8年度までの5年間で遊休農地の解消をお願いしますという方針になります。委員さんにやっていただくこととすれば、委員さんご自身が遊休農地を借りたりですとか、耕作権の仲介

をしていただいたりするものになります。国の目標値としまして、令和3年度のA aと判定された土地の20%を今年度の目標値として計算しますと、こちらも1枚紙の(2)「遊休農地の解消」面積の右側に書かれている数値が各地域の目標値となっております。

次に、3つ目の新規参入の促進についてですが、こちらは国の目標としまして、平成28年から平成30年度に利用権、3条の設定または移転が行われた農地の面積の1割以上を新規参入者へ貸付けをお願いしますという方針になります。委員さんにやっていただくこととすれば、新規参入者に対し、農地のあっせんを行い、貸付け等をしていただく面積となります。こちらも、目標値につきましては、1枚紙の(3)新規参入の促進の目標面積を御覧になってください。

続きまして、最後になりますが、4つ目、最適化活動を行う日数の設定になります。こちらが月当たり10日と書いてありますけれども、毎月事前協議の際に、皆様に活動記録簿の提出をお願いしておりますが、そちらを1か月に最低でも10日間活動していただいて提出してくださいということになります。

以上、目標(1)から(4)が今年度から国が全国の市町村に求めております目標値4つとなります。皆様には大変ご負担をおかけしますが、ご理解いただきましてご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○会長 ただいま議案第7号の高崎市農業委員会最適化活動の目標設定についてということで、事務局から説明がございました。

それでは、これより審議に入ります。皆さんから質疑をお受けしたいと思います。大変な目標ですけれども、こつこつ、こつこつ、ちりも積もれば山となるではないですけれども、そんなのでやっていただきたいと思います。借手の人も、この圃場とか、農地が整備されていれば、本当に借りる人も、ああ、では、すぐ借りますよということになるのですけれども、なかなか中山間地のほうは、1枚の畑が、田が小さいから大型機械なんか入れないのだけれども、そういう面で、そこを何とか改善してやれば借手も増えると思うのですけれども。

どうですか、皆さんから異議がないでしょうか。

はい。

○20番清水委員 20番、清水です。自分の地区だけだったら分かるのですけれども、持物が誰の家なのか分からない。そういうところは地図はもらえるのですか。

○会長 それは事務局で。

ちょっと事務局、そちらで説明してくれる。

○事務局 お答えいたします。農地パトロールを行っていただきまして、農地、これでしたら手を入れれば再生が可能ではないか、あるいは管理されているだけの農地、そういったものがありましたら、事務局へ、あるいは支所の農政担当のほうにご連絡いただければ、所有者の氏名及び農地の地図、ご自宅の地図のほうも併せて用意させていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

ます。

○会長 今回の説明のとおり、農業振興担当のほうへ聞いてもらって、そうすれば地図とその持ち主が分かるそうですから。

ほかに。ほかにありますか。

○21番松田委員 ちなみに。

○会長 はい。

○21番松田委員 21番、松田です。これがクリアできなかつたらどうするのですか。

○会長 それは事務局へ聞きましょう。

事務局。

○事務局 説明いたします。恐らく委員さんのおっしゃりたいことは活動記録簿のその10回の目標設定に到達しなかった場合ということかと思われまので、基本的には仮に達成しなかったとしても、委員さん個人については恐らく影響はありません。しかし、今回、農林水産省の指示により、今年度からほとんどの市町村が10回の活動記録簿への記入を目標として設定しております。また、それぞれ市町村の農業委員会から、全国の農業委員さん、推進委員さんに投げかけが行われることが予想されます。その上で、農林水産省より活動の実績のそれを点数化して、それをホームページ上で市町村ごとに公表するようというところで指示がありました。このことから、高崎市農業委員会の活動記録簿への記入が他市と比べて極端に低い場合、マスコミ等から高崎市農業委員会が活動していないという誤った指摘がされる可能性がございます。それを避けるためにも活動記録簿への小まめな記入をお願いするものです。

○会長 理解できましたか。

○21番松田委員 ええ。

○会長 ほかに質問等ございますでしょうか。夜が明けるまでここで考えているわけにいかないの、決定でよろしいでしょうか。

声が出てこないな。意見があれば、ここを出してください。こういうふうにすればいいのではないのですかというのを、そんな意見でもあったら。

○16番飯塚委員 では、すみません。

○会長 はい。

○16番飯塚委員 16番、飯塚です。ちょっとそもそも農業委員と推進委員って役割が違う中で、このいろいろな目標面積設定だったり、活動日数というのは、その辺で差別化というのは図られないものなのかなと、ふっと疑問に思いましたが、どうでしょうか。

○会長 今回の質問に対してお願いします。

○事務局 今回、農業委員さん及び推進委員さん、併せて設定させていただいた理由は、まず、1点なのですが、現在、活動記録簿は、全ての委員さんにご記入いただいているとおり、この最適化活

動は農業委員会全体で行わなくてはなし得ない業務であると考えております。また、現時点で農業委員会においては、農地の最適化活動は農業委員さん、推進委員さんが連携して行っている。また、余談ではありますが、本市のみならず、県内の市町村においても、最適化活動は農業委員さん、推進委員さん、両方で連携して行う予定ということで伺っておりますので、そういったことで設定させていただきました。

説明は以上になります。

○会長 皆さんもいろいろな農作物を作っていて、時期によっては本当に農繁期で猫の手も借りたいという、そんなような月もあると思います。そういうときに10回、10日間やりなさいというのは、これは大変だと思います。これが年間、それで10回で120回ですか、農閑期のときに、では、そのときに一生懸命書きましようという、そういうのも駄目なのだよ。そうだよ、河野局長補佐。

○事務局 あれですね、会長、それは、農繁期と、まあ、あと忙しい時期と手の空いた時期、それはそれぞれでそれを行っていただくという形でしか対応はできないかと思うのです、実際、今。ですので……

○会長 年間の合計で、それで忙しいときは本当に毎日忙しくて、そういう仕事がちょっとできないというときは、ほかのちょっと手が空いたときにそれだけの、その月に足らなかった分やるということでもいいの。

○事務局 お忙しいときに10回できないというのは、それはそれで致し方ないという対応ですので。

○会長 しょうがないよね。

○事務局 はい。

○会長 仕事やめてまでやれとなると、これは、後できませんということになってしまうものね。

○17番加藤委員 すみません。

○会長 はい。

○17番加藤委員 17番、加藤ですが、先ほどの飯塚委員が言ったことではないのですけれども、農業委員と推進委員という立場が、今まで農地パトロールというのは推進委員さんが主にメインにやっていたということだと思うのです。だから、我々農業委員というのは、はっきり言うと、総会等で農地転用を取る許可を決めるのだというようなことの解釈をしていたのですけれども、この最適化活動を見ると、これは農業委員さん全員が、推進委員さんもそうですけれども、同じ土俵の上でやりなさいということでしょう。

そのときに我々は情報何もないのです。

○会長 今まで地区、自分の担当地区をそれほど、推進委員さんほど、こうに歩っていないから。

○17番加藤委員 だから、極端に言えば、農地パトロールについては推進委員さんの仕事ですよ。我々農業委員は、それとは違うのですよということの解釈しかしていなかったのです。ここへ来て、最適化活動については農業委員と推進委員というのは同じなのだと。この間、事前協議で話ししま

したけれども、このような会議に出てもカウントしないと。では、我々もその情報を推進委員さんに言って確認したりして、情報を得なければ全くの情報がないのです。今までの活動から見て。だから、今まで農業委員と推進委員というのは、ある程度区別されて活動していたような気がするのです。それを全く同じレベルで土俵の上ののっかって、農業委員もやりなさいということになると、我々、まだ慣れていないというところもあると思うのです。

○会長 そこはどちらにしても、地元の推進委員さんから、そういう情報を得て歩かなければ、今まで、あるいは細かいところが分からないという。

○17番加藤委員 そう。それを急に、もう明日から、こういう活動しなさいと言われても、どうも難しいかな。そんなような気がしているのです。努力はしますけれども。ただ10日間という活動日程の基準を、ハードルを越えられるかどうかというのは非常に難しいです。

○会長 もうほかの市町村は、大体みんな決定。河野局長補佐、もうほかの市町村は、みんなこのまま、これで決まった。

○事務局 そうですね、はい。農業委員さん、推進委員さん、両方で最適化活動に当たるということで伺っておりますので。

○25番吉田委員 すみません、25番の吉田なのですがけれども、私も農業委員でしているのですがけれども、分け方で地図によって、私は中学校区でこうに農業委員ということで1人でしているのですがけれども、実際このパトロールで見るとき、8月に見るときになると、私は地区外の高崎市の山名だとか、山上碑の方の、調査は、農業委員だからって割当てもらっていて。実際のところは、いつも私のところは、私の家の近くも推進委員がやっていて、実際のところ、山名などもとか、山上碑の奥まで私行くのだけれども、家も知らないし、住所も知らないし、やっと地図見て、ああ、ここはA aだとかってつけているのですがけれども。どこの家を行っていいのだから、家も知らないし。そこを調べろというのもあるんで、できたら、今度は8月の調査からはちゃんと分けて、地区外でないところの割当てがいくようにちゃんとよくしてもらわないと。

だけれども、調査のA aとかいうやつは山名町だとか、山上碑にまで私行くのですよね、みんな。だから、そういうのもできたら考慮してもらいたいのなのですがけれども。

○会長 事務局。

○事務局 農業振興担当、高柳です。農地パトロールの担当をしておるところなのですがけれども、恐らく2年前に、今回、今、吉田委員さんがおっしゃるとおり、自分の担当地区のエリアが割当ての地図に入っていないというようなお声をいただいています、それぞれ地図の中身を確認をしまして、なるべく担当地区の委員さんに当たるように再編をさせていただいたところではあるのです。ただ、やはり高崎市内メッシュ状にこう1枚の地図に分ける都合上、やはり一部は多少、例えば吉田委員さん、吉井の委員さんですけれども、山名町が多少入ってしまったというものはあるというふうには認識しているところです。ただ、我々としても、なるべくは割り振るように努力をしてき

たという状況です。一部ちょっとそういったところもあるかもしれないですけども、ご理解いただければと思います。

○25番吉田委員 実際はそっちのほうが多いのですよね。担当地区以外のほうが多いのですよ、全然。

○事務局 エリア的にですか。

○25番吉田委員 ええ、エリア的に。だから、高崎市……山名町のほうの人と交代でも何か。まあ時間がかかること、時間がかかること、家は分からない、道は分からない、そういうのもあるので、ぜひ……

○事務局 ええ、その点はまた再度確認して。

○会長 皆さんもいろいろ聞きたいことがあるので。もう、ちょっと時間があれなので。

では、5分か10分弱ちょっと休憩するかな。

休 憩

再 開

○会長 ただいま目標設定ということで、今、事務局から説明がございました。そういうことで、皆さんも大変かと思えますけれども、いろいろお話ししたいこともあると思えますけれども、ここで決定しなくてはならないので、ここで決定してもよろしいかお伺いいたします。よろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 はい、分かりました。

それでは、続きまして、報告事項に入ります。

第1号から第5号まで、係長、報告をお願いします。

○事務局

報告第1号 農地法第4条第1項第8号の規定による転用届出受理について。

1番 転用目的は共同住宅、用途指定区分は第1種低層住居専用地域、ほか11件、合計12件の4条届出につきまして書類審査を実施し、適法であったため受理書を交付いたしました。

報告第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出受理について。

1番 契約の内容は使用貸借、転用目的は一般住宅、用途指定区分は第1種中高層住居専用地域、ほか18件、合計19件の5条届出につきまして書類審査を実施し、適法であったため受理書を交付いたしました。

報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知について。

1番 契約の内容は賃貸借、申請の理由は合意解約、ほか9件、合計10件の18条の通知につきまして書類審査を実施し、適法であったため受理いたしました。

報告第4号 農地法第4条及び第5条の規定による転用許可専決処分について。

初めに、1番及び2番につきましては、令和4年3月の総会において許可相当としていただいた案件です。開発許可の遅れから許可日がずれ込んでおりましたが、令和4年5月13日付許可で調整されましたことをご報告申し上げます。

3番以降につきましては、先月の総会におきまして許可相当としていただいた案件になります。また、34ページの5番及び37ページの52番につきましては、農業委員会ネットワーク機構に意見聴取を行い、結果、異存なしとの回答をいただいております。4条が3件、5条が50件、合計53件につきまして、他法令の確認も取れましたので、令和4年5月23日付で許可書を交付いたしました。

続きまして、報告第5号ですが、こちらについては管理担当から説明させていただきます。

○事務局

報告第5号 農業委員会事務の実施状況等の公表について。

管理担当、河野です。それでは、報告第5号について説明をさせていただきます。

お配りいたしました別紙様式2「令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価」を御覧ください。要点のみ報告させていただきます。

それでは、初めに、別紙様式2「令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価」について、説明をさせていただきます。

I、農業委員会の状況でございます。こちらは農林業センサス等に基づいてデータを記入したもので、1年前の第12回農業委員会総会でご報告させていただきました令和3年度の活動計画と同じ内容になっておりますので、説明を割愛させていただきます。

1枚めくりまして、2ページを御覧ください。II、担い手への農地の利用集積・集約化でございます。1、現状及び課題の箇所について、ページ上部にこれまでの集積面積とあります。ページ上部に「これまでの集積面積」1,403ヘクタールとあります。実は、昨年度、この「これまでの集積面積」の箇所の表記を747ヘクタールとご報告させていただきました。今回、これが誤りであったことが判明したため、1,403ヘクタールと訂正させていただきます。これは、本来担い手農家の所有地プラス借り受け地の面積で表示するものを、借り受け地のみの面積と誤って表示してしまったものです。おわびして訂正いたします。現状これまでの集積面積が1,403ヘクタールで、令和3年度の集積実績は、少し下の段の②にありますように、1,457ヘクタールでございました。

続きまして、3ページを御覧ください。III、新たに農業経営を営もうとする者の参入促進でございます。3ページ中段、2の令和3年度の目標及び実績にありますように、参入目標10経営体に対し、参入実績が22経営体でございました。

続きまして、4ページを御覧ください。IV、遊休農地に関する措置に関する評価でございます。4ページ上段、1、現状及び課題を御覧ください。管内の遊休農地面積は、178ヘクタールでございます。その下の段、2、令和3年度の目標及び実績の欄を御覧ください。解消実績30.9ヘクタールでありました。

続きまして、5ページを御覧ください。V、違反転用への適正な対応でございます。上から2番目の段を御覧ください。管内の違反転用面積は5.7ヘクタール、前年度対比0.2ヘクタールの減でした。

続きまして、6ページを御覧ください。VI、農地法等によりその権限に属された事務に関する点検でございます。1、農地法第3条に基づく許可事務でございますが、1年間の処理件数193件、そのうち許可192件、不許可1件でございました。続きまして、その下の段を御覧ください。2、農地転用に関する事務でございますが、1年間の処理件数は878件でございます。

続きまして、7ページを御覧ください。3、農地所有適格法人からの報告への対応でございます。7ページ上段の上部を御覧ください。管内の農地所有適格法人数、21法人、報告書を提出しなかった法人はございませんでした。

以上、簡単ではございますが、「令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価」についての報告とさせていただきます。6月末までにホームページにて公表することになっております。

農業委員会事務の実施状況等の公表についての報告は、以上でございます。

○会長 報告が終わりました。

皆さんから、今の報告について何か質問等ございましたらお願いしたいのですけれども。別になければ、その他に入ります。

ほかに何か事務局のほうから、何か皆さんにお話しするようなことはないですね。ないですねって先に言ってしまったけれども。

それでは、次回は7月1日、今度は保健センターですから間違えないようにしてくださいね。そのとき、今度は活動記録簿にいっぱい書いてもらって。お願いいたします。

◎閉会の宣告

○会長 それでは、以上をもちまして、第24回農業委員会総会を終了いたします。

ご苦労さまでした。

午後 3時13分 閉会